

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和
厚労02	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
厚労03	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和
税 目	法人税、法人住民税
区 分	☐ 新設 ☒ 拡充 ☐ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税 13) 法人住民税: 義(自動連動)(地方税 17)
		②: 上記以外の税目	(不動産取得税)(固定資産税)(都市計画税) 【特定医療法人以外の法人関係】 (所得税)(事業税)(消費税)(地方消費税)(相続税)(贈与税)(事業所税)
3	要望区分等の別		【拡充】 【主管】
4	内容		《現行制度の概要》 特定医療法人について、法人税の税率を 19%とする。 《要望の内容》 訪日外国人に対する医療は日本の公的保険医療制度を利用しない自由診療として行われており、通常の医療機関は請求金額を自由に設定できる。 一方で、税制上優遇措置を受ける特定医療法人の場合には、自費患者に対し請求する金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されることとする要件(以下「診療費要件」という。)が設けられていることから、訪日外国人診療に対して、必要な診療費を請求することができない。 特定医療法人が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件について、訪日外国人診療に伴う医療機関の負担に鑑み、訪日外国人に対して請求できる診療費の上限を緩和する。 《関係条項》 特定医療法人: 租税特別措置法第 67 条の 2 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と教示して定める基準(厚生労働省告示)第 1 条第 1 号ロ 地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 3 号の 2、第 348 条第 2 項第 9 号の 2、第 702 条の 2 第 2 項
5	担当部局		厚生労働省医政局医療経営支援課、総務課医療国際展開推進室、総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 令和元年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 39 年度 制度創設
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性	①: 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》

等	びその根拠	特定医療法人が開設する医療機関において、訪日外国人を診療した場合に、医療機関が不利益を被る状態を改善することにより、医療機関が安心して訪日外国人患者を受け入れることができる環境を整備する。 《政策目的の根拠》 訪日外国人旅行者数は、2024 年では 36,869,900 人(独立行政法人国際観光振興機構による推計)であり、過去最高であった 2019 年の 31,882,049 人を約 500 万人上回った。今後、訪日外国人旅行者の増加が予想される中、訪日外国人旅行者が滞在中に予期せぬ病気やけがをした際に円滑な受診ができる医療提供体制の確保が求められており、各医療機関は訪日外国人に対する診療の提供が必要となる。 しかし、言語や文化的・宗教的背景の違いからコミュニケーションに時間が掛かる等の理由によって訪日外国人の診療に要する時間は日本人より長くなる傾向にあり、医療機関は通常の診療に比して多くの費用を負担する必要がある。 訪日外国人に対する診療については、日本の公的医療保険制度を利用しない自由診療であり、通常の医療機関であれば請求する金額を自由に設定することが可能であるが、特定医療法人においては診療費要件が課せられていることで、医療機関の経営に支障を及ぼし、ひいては訪日外国人の受入れに消極的となるおそれがある。 そのため、訪日外国人に対する医療提供体制を確保するためには、特定医療法人における診療費要件について、訪日外国人に対してはこれを緩和する必要がある。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を回り、地域包括ケアシステムを構築すること
	③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定医療法人の経営基盤の支援を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。 ○測定指標 特定医療法人数 ○達成目標 本措置については、昭和 39 年に制度が創設され、その法人数が増加してきたところであるが、平成 19 年度末の 412 法人をピークに、その法人数は徐々に減少している。ただし、この減少数には、より公的な医療(救急医療等確保事業)を担う、社会医療法人への移行が含まれている。 社会医療法人は、特定医療法人と同様、公的な運営を確保するための要件等を充足する必要がある。移行後も引き続き、「地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する」法人である。

			したがって、特定医療法人数(A)と社会医療法人への移行累計数(B)の合計が平成19年度末の特定医療法人数(412法人)を超えていることは、本措置によって、平成19年度と同等以上に「地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供」されていることと同義である。																																				
			以上より、達成目標を、下記の通り設定している。																																				
			平成19年度末の特定医療法人数(412法人) < [(A) + (B)]																																				
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	訪日外国人が増加していくなか、訪日外国人を診療した場合に、特定医療法人が不利益を被る状態を改善することで医療機関の経営の安定に資する。																																				
10	有効性等	① 適用数	特定医療法人 (単位:件) <table><tr><td>年度</td><td>令和6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適用件数(推計)</td><td>161</td><td>157</td><td>153</td><td>149</td><td>144</td></tr></table> <参考> (単位:件) <table><tr><td>年度</td><td>令和元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適用件数(実績)</td><td>213</td><td>200</td><td>195</td><td>176</td><td>139</td></tr></table> 【算定根拠】 令和元年度～令和5年度の件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第208回国会提出、第217回国会提出)による 令和6年度の件数は、同報告の直近3力年(令和3年度～令和5年度)における全特定医療法人数に占める黒字法人数(適用数の割合及び令和6年度の特定医療法人数より推計(算出過程においては、小数点以下の数値を含めて計算))。 特定医療法人数 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 331 法人 328 法人 313 法人 307 法人 全特定医療法人に占める黒字法人数(適用数)・・・(a) (195 + 176 + 139) ÷ (331 + 328 + 313) ≒ 52.5% 令和6年度推計適用数 307 法人 × (a) ≒ 161 ※令和7年度以降の件数は、令和7年度以降の特定医療法人数を令和3年度～6年度における減少法人数の平均値(8法人)と同様の推	年度	令和6	7	8	9	10	区分						適用件数(推計)	161	157	153	149	144	年度	令和元	2	3	4	5	区分						適用件数(実績)	213	200	195	176	139
年度	令和6	7	8	9	10																																		
区分																																							
適用件数(推計)	161	157	153	149	144																																		
年度	令和元	2	3	4	5																																		
区分																																							
適用件数(実績)	213	200	195	176	139																																		

		移をするものとして推計。 特定医療法人数(推計)・・・(b) 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 299 法人 291 法人 283 法人 275 法人令和7年度以 降の適用件数(推計) (a) × (b) =適用件数																																																
②	適用額	特定医療法人 (単位:百万円) <table><tr><th>年度</th><th>令和6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><th>区分</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適用額(推計)</td><td>29,495</td><td>28,762</td><td>28,030</td><td>27,297</td><td>26,381</td></tr></table> <参考> (単位:百万円) <table><tr><th>年度</th><th>令和元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th></tr><tr><th>区分</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>適用額(実績)</td><td>36,299</td><td>35,003</td><td>40,422</td><td>33,751</td><td>19,274</td></tr></table> 【算定根拠】 令和元年度～令和5年度の適用額は、「租税特別措置の適用実態調 査の結果に関する報告書」(第208回国会提出、第217回国会提出) による。 令和6年度以降の適用額同報告の直近3力年(令和3年度～令和5年 度)における黒字法人の平均所得金額及び各年度の適用数(推計値) を用いて推計(算出過程においては、少数点以下の数値を含めて計 算)。 黒字法人の平均所得金額・・・(c) (40,422 + 33,751 + 19,274) ÷ (195 + 176 +139) ≒183.2 各年の適用数・・・(d) 令和6年度以降の適用額(推計) (c) × (d) =適用額	年度	令和6	7	8	9	10	区分						適用額(推計)	29,495	28,762	28,030	27,297	26,381	年度	令和元	2	3	4	5	区分						適用額(実績)	36,299	35,003	40,422	33,751	19,274												
年度	令和6	7	8	9	10																																													
区分																																																		
適用額(推計)	29,495	28,762	28,030	27,297	26,381																																													
年度	令和元	2	3	4	5																																													
区分																																																		
適用額(実績)	36,299	35,003	40,422	33,751	19,274																																													
③	減収額	特定医療法人 (単位:百万円) <table><tr><th>年度</th><th>令和元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th></tr><tr><th>区分</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>法人税</td><td>▲1525</td><td>▲1470</td><td>▲1698</td><td>▲1418</td><td>▲810</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>▲107</td><td>▲103</td><td>▲119</td><td>▲99</td><td>▲57</td></tr></table> (単位:百万円) <table><tr><th>年度</th><th>令和6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><th>区分</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>法人税</td><td>▲1,23 9</td><td>▲1,20 8</td><td>▲1,1 77</td><td>▲1,1 46</td><td>▲1,1 08</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>▲87</td><td>▲85</td><td>▲82</td><td>▲80</td><td>▲78</td></tr></table>	年度	令和元	2	3	4	5	区分						法人税	▲1525	▲1470	▲1698	▲1418	▲810	法人住民税	▲107	▲103	▲119	▲99	▲57	年度	令和6	7	8	9	10	区分						法人税	▲1,23 9	▲1,20 8	▲1,1 77	▲1,1 46	▲1,1 08	法人住民税	▲87	▲85	▲82	▲80	▲78
年度	令和元	2	3	4	5																																													
区分																																																		
法人税	▲1525	▲1470	▲1698	▲1418	▲810																																													
法人住民税	▲107	▲103	▲119	▲99	▲57																																													
年度	令和6	7	8	9	10																																													
区分																																																		
法人税	▲1,23 9	▲1,20 8	▲1,1 77	▲1,1 46	▲1,1 08																																													
法人住民税	▲87	▲85	▲82	▲80	▲78																																													

		【算定根拠】 法人税：「②適用額」×（基準税率 23.2%－軽減税率 19.0%） 法人住民税：都道府県民税を1%、市町村民税を6%として、上記法人税をもとに算出 ※ 本要望の診療費要件の見直しは、訪日外国人が増加していか な、特定医療法人が必要な診療費を請求できるようにすることで医 療機関の経営の安定に資するためのものであり、税収を減じる措置 ではない。																																																																																																																		
④：効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》	<table><tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定医療法人数（A）</td><td>412</td><td>402</td><td>382</td><td>383</td><td>375</td></tr><tr><td>特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)</td><td>—</td><td>26</td><td>56</td><td>73</td><td>90</td></tr><tr><td>合計 [(A) + (B)]</td><td>—</td><td>428</td><td>438</td><td>456</td><td>465</td></tr></table> <table><tr><th>年度</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定医療法人数（A）</td><td>375</td><td>375</td><td>376</td><td>369</td><td>362</td></tr><tr><td>特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)</td><td>98</td><td>105</td><td>114</td><td>124</td><td>130</td></tr><tr><td>合計 [(A) + (B)]</td><td>473</td><td>480</td><td>490</td><td>493</td><td>492</td></tr></table> <table><tr><th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>R2</th><th>R3</th></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定医療法人数（A）</td><td>358</td><td>359</td><td>343</td><td>337</td><td>331</td></tr><tr><td>特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)</td><td>135</td><td>137</td><td>141</td><td>143</td><td>144</td></tr><tr><td>合計 [(A) + (B)]</td><td>493</td><td>496</td><td>484</td><td>480</td><td>475</td></tr></table> <table><tr><th>年度</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定医療法人数（A）</td><td>328</td><td>313</td><td>307</td><td>299</td><td>291</td></tr><tr><td>特定医療法人から社会医</td><td>148</td><td>150</td><td>151</td><td>153</td><td>155</td></tr></table>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	区分						特定医療法人数（A）	412	402	382	383	375	特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	—	26	56	73	90	合計 [(A) + (B)]	—	428	438	456	465	年度	H24	H25	H26	H27	H28	区分						特定医療法人数（A）	375	375	376	369	362	特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	98	105	114	124	130	合計 [(A) + (B)]	473	480	490	493	492	年度	H29	H30	H31	R2	R3	区分						特定医療法人数（A）	358	359	343	337	331	特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	135	137	141	143	144	合計 [(A) + (B)]	493	496	484	480	475	年度	R4	R5	R6	R7	R8	区分						特定医療法人数（A）	328	313	307	299	291	特定医療法人から社会医	148	150	151	153	155
年度	H19	H20	H21	H22	H23																																																																																																															
区分																																																																																																																				
特定医療法人数（A）	412	402	382	383	375																																																																																																															
特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	—	26	56	73	90																																																																																																															
合計 [(A) + (B)]	—	428	438	456	465																																																																																																															
年度	H24	H25	H26	H27	H28																																																																																																															
区分																																																																																																																				
特定医療法人数（A）	375	375	376	369	362																																																																																																															
特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	98	105	114	124	130																																																																																																															
合計 [(A) + (B)]	473	480	490	493	492																																																																																																															
年度	H29	H30	H31	R2	R3																																																																																																															
区分																																																																																																																				
特定医療法人数（A）	358	359	343	337	331																																																																																																															
特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	135	137	141	143	144																																																																																																															
合計 [(A) + (B)]	493	496	484	480	475																																																																																																															
年度	R4	R5	R6	R7	R8																																																																																																															
区分																																																																																																																				
特定医療法人数（A）	328	313	307	299	291																																																																																																															
特定医療法人から社会医	148	150	151	153	155																																																																																																															

			療法人へ移行した数(B)					
			合計 [(A) + (B)]	476	463	458	452	446
			年 度	R9	R10			
			区分					
			特定医療法人数 (A)	283	275			
			特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)	157	159			
			合計 [(A) + (B)]	440	434			
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 特定医療法人数、特定医療法人から社会医療法人へ移行した数は、都道府県宛の調査に基づく法人数を記載。 令和7年度以降の特定医療法人数は、R3～6年度における、減少法人数の平均(8法人)と同様の推移をするものと推計。 令和7年度以降の特定医療法人から社会医療法人へ移行した数は、R3～6年度における移行数の平均(2法人)と同様の推移をするものと推計。					
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》					
		⑤ 税収減を是認する理由等	一 ※ 当該承認要件の緩和は、既存の特定医療法人が不安なく訪日外国人の診療に取り組めるようにするものであり、既存の特定医療法人の税収を減じるものではない。 また、当該見直しは、特定医療法人の新規承認件数の増加に直接影響を与えるものではない。					
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	特定医療法人は、承認要件を満たさない場合、承認取消となることから、訪日外国人の診療において、損失を甘受し診療している現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。					
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けはない。					
		③ 地方公共団体が協力する相当性	訪日外国人に対する医療機関の負担が減少し、経営の安定が図られることによって、地域医療提供体制の長期的な安定に資する。					
12	有識者の見解		一					

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 厚労 08)

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続		
税 目	法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。 《要望の内容》 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。 《関係条項》 地方税法第 72 条の 23 地方税法第 72 条の 49 の 12
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 平成 29～令和 12 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考えのもとで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。 ②: 政策体系における政策目的の位置付け 基 本 目 標 1 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施 策 目 標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること

		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	地域における医療提供体制が維持される。
10	有効性等	①: 適用数	令和 12 年度 117,615 件／年 令和 11 年度 118,842 件／年 令和 10 年度 120,087 件／年 令和 9 年度 121,347 件／年 令和 8 年度 122,624 件／年 令和 7 年度 123,916 件／年 令和 6 年度 125,225 件／年 令和 5 年度 126,074 件／年 令和 4 年度 131,764 件／年 令和 3 年度 130,002 件／年 令和 2 年度 122,188 件／年 令和元年度 134,315 件／年 平成 30 年度 135,189 件／年 平成 29 年度 135,036 件／年 【算定根拠】 医療経済実態調査及び医療施設調査より推計 ※令和5年以降は平成 29 年～令和4年のそれぞれの値からFORECAST. LINEAR関数による推計
		②: 適用額	令和 12 年度 課税標準額 2,812,053 百万円 (個人事業税 1,134,941 百万円) (法人事業税 1,677,112 百万円) 令和 11 年度 課税標準額 2,719,410 百万円 (個人事業税 1,141,358 百万円) (法人事業税 1,578,052 百万円) 令和 10 年度 課税標準額 2,626,767 百万円 (個人事業税 1,147,775 百万円) (法人事業税 1,478,992 百万円) 令和 9 年度 課税標準額 2,534,124 百万円 (個人事業税 1,154,192 百万円) (法人事業税 1,379,932 百万円) 令和 8 年度 課税標準額 2,441,482 百万円 (個人事業税 1,160,610 百万円) (法人事業税 1,280,872 百万円) 令和 7 年度 課税標準額 2,348,839 百万円 (個人事業税 1,167,027 百万円) (法人事業税 1,181,812 百万円) 令和 6 年度 課税標準額 2,256,196 百万円 (個人事業税 1,173,444 百万円) (法人事業税 1,082,752 百万円)

			令和5年度 課税標準額 2,183,442 百万円 (個人事業税 1,261,671 百万円) (法人事業税 921,771 百万円) 令和4年度 課税標準額 2,370,765 百万円 (個人事業税 1,213,841 百万円) (法人事業税 1,156,924 百万円) 令和3年度 課税標準額 1,765,520 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円) (法人事業税 709,497 百万円) 令和2年度 課税標準額 1,646,997 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円) (法人事業税 474,440 百万円) 令和元年度 課税標準額 1,734,126 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円) (法人事業税 537,710 百万円) 平成 30 年度 課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円) 平成 29 年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円) 【算定根拠】 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(令和3～5年度:第 217 回国会提出、令和2年度:第 213 回国会提出、令和元年度:第 211 回国会提出、平成 30 年度:第 208 回国会提出、平成 29 年度:第 201 回国会提出)参照 ※令和6年以降は平成 29 年～令和5年のそれぞれの値からFORECAST. LINEAR関数による推計
③: 減収額			※課税標準額は上記②より記載 (実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年 800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 令和 12 年度 2,812,053 百万円×4.6%=129,354 百万円 (個人事業税 1,134,941 百万円×4.6%=52,207 百万円) (法人事業税 1,677,112 百万円×4.6%=77,147 百万円) 令和 11 年度 2,719,410 百万円×4.6%=125,093 百万円 (個人事業税 1,141,358 百万円×4.6%=52,502 百万円) (法人事業税 1,578,052 百万円×4.6%=72,590 百万円) 令和 10 年度 2,626,767 百万円×4.6%=120,831 百万円 (個人事業税 1,147,775 百万円×4.6%=52,798 百万円) (法人事業税 1,478,992 百万円×4.6%=68,034 百万円) 令和9年度 2,534,124 百万円×4.6%=116,570 百万円 (個人事業税 1,154,192 百万円×4.6%=53,093 百万円) (法人事業税 1,379,932 百万円×4.6%=63,477 百万円) 令和8年度 2,441,482 百万円×4.6%=112,308 百万円 (個人事業税 1,160,610 百万円×4.6%=53,388 百万円) (法人事業税 1,280,872 百万円×4.6%=58,920 百万円) 令和 7 年度 2,348,839 百万円×4.6%=108,047 百万円 (個人事業税 1,167,027 百万円×4.6%=53,683 百万円) (法人事業税 1,181,812 百万円×4.6%=54,363 百万円) 令和6年度 2,256,196 百万円×4.6%=103,785 百万円 (個人事業税 1,173,444 百万円×4.6%=53,978 百万円) (法人事業税 1,082,752 百万円×4.6%=49,807 百万円) 令和5年度 2,183,442 百万円×4.6%=100,438 百万円

		(個人事業税 1,261,671 百万円×4.6%=58,037 百万円) (法人事業税 921,771 百万円×4.6%=42,401 百万円) 令和4年度 2,370,765 百万円×4.6%=109,055 百万円 (個人事業税 1,213,841 百万円×4.6%=55,837 百万円) (法人事業税 1,156,924 百万円×4.6%=53,219 百万円) 令和3年度 1,765,520 百万円×4.6%=81,214 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円×4.6%=48,577 百万円) (法人事業税 709,497 百万円×4.6%=32,637 百万円) 令和2年度 1,646,997 百万円×4.6%=75,762 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円×4.6%=53,938 百万円) (法人事業税 474,440 百万円×4.6%=21,824 百万円) 令和元年度 1,734,126 百万円×4.6%=79,770 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円×4.6%=55,035 百万円) (法人事業税 537,710 百万円×4.6%=24,735 百万円) 平成 30 年度 1,766,308 百万円×4.6%=81,250 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円×4.6%=56,481 百万円) (法人事業税 538,465 百万円×4.6%=24,769 百万円) 平成 29 年度 1,732,211 百万円×4.6%=79,682 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円×4.6%=58,210 百万円) (法人事業税 466,780 百万円×4.6%=21,472 百万円)			
		【算定根拠】 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(令和3～5年度:第 217 回国会提出、令和2年度:第 213 回国会提出、令和元年度:第 211 回国会提出、平成 30 年度:第 208 回国会提出、平成 29 年度:第 201 回国会提出)参照 ※令和6年以降は平成 29 年～令和5年のそれぞれの値からFORECAST. LINEAR関数による推計			
④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。				
	H29	H 30	R1	R 2	R 3
医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396
	R 4	R 5			
医療機関数	181,093	179,834			
	【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 医療施設調査(各年 10 月 1 日現在)				
	《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 29 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。				
	H29	H30	R 1	R 2	R 3
医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
医療機関数	181,093	179,834	180,865	181,187	181,509
	R 9	R 10	R 11	R 12	
医療機関数	181,831	182,153	182,475	182,796	

			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 医療施設調査(各年 10 月 1 日現在) ※令和6年以降は平成 29 年～令和5年の値からFORECAST. LINEAR関数による推計
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤: 税収減を是認する理由等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。なお、平成 29 年度以降、一定数の医療機関数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による下支えが必要である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置」では、医療提供体制の中核を担う医療法人の経営基盤の強化に資するよう下支えを行っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和6年8月(厚労 05)

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数及び減収額(推計)

＜適用見込み数(推計)＞

		黒字率 注1						施設数						適用見込み数(黒字施設数)						合計		
		病院		診療所		歯科診療所		一般病院		精神病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所			歯科診療所	
		医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人		医療法人	個人
平成29年	2017	64.8%	57.1%	68.8%	95.2%	71.3%	97.1%	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	3,736	120	28,846	39,881	9,890	52,563	135,036
平成30年	2018	65.1%	84.0%	70.9%	95.6%	67.4%	96.2%	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	3,752	157	30,361	39,620	9,656	51,642	135,189
令和元年	2019	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%	73.2%	97.0%	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,133	3,032	126	29,382	39,430	10,806	51,539	134,315
令和2年	2020	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	2,917	113	22,640	36,843	9,915	49,758	122,188
令和3年	2021	54.0%	50.0%	68.9%	94.8%	68.9%	90.7%	4,763	123	918	14	45,048	40,304	15,635	51,650	3,068	69	31,038	38,208	10,773	46,847	130,002
令和4年	2022	47.1%	50.0%	73.1%	94.2%	66.3%	92.2%	4,736	114	922	12	45,967	40,064	16,241	50,896	2,665	63	33,602	37,740	10,768	46,926	131,764
令和5年	2023	43.5%	50.7%	66.6%	93.3%	65.9%	90.5%	4,733	95	925	12	46,717	39,208	16,677	49,522	2,463	54	31,135	36,594	10,993	44,834	126,074
令和6年	2024	40.0%	46.7%	66.6%	93.0%	65.1%	89.3%	4,697	80	926	9	47,487	38,959	17,113	49,176	2,249	42	31,639	36,228	11,143	43,923	125,225
令和7年	2025	36.5%	42.8%	66.6%	92.6%	64.3%	88.1%	4,674	65	928	8	48,277	38,546	17,582	48,430	2,043	31	32,155	35,712	11,306	42,669	123,916
令和8年	2026	32.9%	38.9%	66.6%	92.3%	63.5%	86.9%	4,652	50	930	6	49,067	38,132	18,050	47,684	1,839	22	32,672	35,198	11,461	41,433	122,624
令和9年	2027	29.4%	35.0%	66.6%	92.0%	62.7%	85.7%	4,630	35	931	5	49,856	37,718	18,519	46,938	1,636	14	33,188	34,686	11,609	40,215	121,347
令和10年	2028	25.9%	31.0%	66.5%	91.6%	61.9%	84.5%	4,607	20	933	3	50,646	37,305	18,987	46,192	1,434	7	33,703	34,178	11,749	39,015	120,087
令和11年	2029	22.4%	27.1%	66.5%	91.3%	61.1%	83.2%	4,585	5	935	1	51,436	36,891	19,456	45,446	1,234	2	34,219	33,673	11,881	37,833	118,842
令和12年	2030	18.8%	23.2%	66.5%	90.9%	60.3%	82.0%	4,563	0	937	0	52,226	36,478	19,925	44,700	1,036	0	34,734	33,170	12,007	36,669	117,615

【出典】

・「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

・「医療施設動態調査」(厚生労働省)

注1： 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告機能別集計表－損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

なお、令和5年以降は平成29年～令和4年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計(施設数がマイナスになる場合は0とする)

＜減収額(推計)＞

(単位:百万円)

和暦		課税標準額			減収額(※)		
		個人事業税	法人事業税	合計	個人事業税	法人事業税	合計
平成29年	2017	1,265,431	466,780	1,732,211	58,210	21,472	79,682
平成30年	2018	1,227,843	538,465	1,766,308	56,481	24,769	81,250
令和元年	2019	1,196,416	537,710	1,734,126	55,035	24,735	79,770
令和2年	2020	1,172,557	474,440	1,646,997	53,938	21,824	75,762
令和3年	2021	1,056,023	709,497	1,765,520	48,577	32,637	81,214
令和4年	2022	1,213,841	1,156,924	2,370,765	55,837	53,219	109,055
令和5年	2023	1,261,671	921,771	2,183,442	58,037	42,401	100,438
令和6年	2024	1,173,444	1,082,752	2,256,196	53,978	49,807	103,785
令和7年	2025	1,167,027	1,181,812	2,348,839	53,683	54,363	108,047
令和8年	2026	1,160,610	1,280,872	2,441,482	53,388	58,920	112,308
令和9年	2027	1,154,192	1,379,932	2,534,124	53,093	63,477	116,570
令和10年	2028	1,147,775	1,478,992	2,626,767	52,798	68,034	120,831
令和11年	2029	1,141,358	1,578,052	2,719,410	52,502	72,590	125,093
令和12年	2030	1,134,941	1,677,112	2,812,053	52,207	77,147	129,354

※実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で概算を算出

【出典】

・「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)

なお、令和6年以降は平成29年～令和5年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計

＜医療機関数(事前評価書用)＞

和暦	西暦	全施設数
平成29年	2017	178,492
平成30年	2018	179,090
令和元年	2019	179,416
令和2年	2020	178,724
令和3年	2021	180,396
令和4年	2022	181,093
令和5年	2023	179,834
令和6年	2024	180,865
令和7年	2025	181,187
令和8年	2026	181,509
令和9年	2027	181,831
令和10年	2028	182,153
令和11年	2029	182,475
令和12年	2030	182,796

【出典】

・「医療施設動態調査」(厚生労働省)

なお、令和6年以降は平成29年～令和5年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続		
税 目	法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税: 義(地方税 12)
	②: 上記以外の税目	なし
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について事業税を軽減する。 《要望の内容》 医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を存続する。 《関係条項》 地方税法第 72 条の 24 の 7
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 平成 29 年～令和 12 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。 ②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

			施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標	事後評価の実施が見込まれる 5 年後時点において地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療法人数の推移による)
		④: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	地域における医療提供体制が維持される。
10	有効性等	①: 適用数	令和 12 年度 19,547 件／年 令和 11 年度 18,542 件／年 令和 10 年度 17,537 件／年 令和 9 年度 16,533 件／年 令和 8 年度 15,520 件／年 令和 7 年度 14,523 件／年 令和 6 年度 13,519 件／年 令和 5 年度 12,428 件／年 令和 4 年度 12,904 件／年 令和 3 年度 10,994 件／年 令和 2 年度 6,438 件／年 令和元年度 7,020 件／年 平成 30 年度 6,773 件／年 平成 29 年度 6,904 件／年 【算定根拠】 税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計。 ※令和 6～12 年度については平成 29～令和 5 年度から得られた医療法人数に年度を独立変数として FORECAST.LINEAR 関数を用いて推計した医療法人数により推計。
		②: 適用額	③減収額参照 【算定根拠】 ③減収額参照
		③: 減収額	令和 12 年度 税額 8,869 百万円 令和 11 年度 税額 8,313 百万円 令和 10 年度 税額 7,757 百万円

		令和9年度 税額 7,201 百万円 令和8年度 税額 6,645 百万円 令和7年度 税額 6,089 百万円 令和6年度 税額 5,533 百万円 令和5年度 税額 4,463 百万円 令和4年度 税額 5,740 百万円 令和3年度 税額 3,678 百万円 令和2年度 税額 2,612 百万円 令和元年度 税額 2,490 百万円 平成 30 年度 税額 2,057 百万円 平成 29 年度 税額 2,125 百万円 【算定根拠】 地方税法に基づく適用実態調査結果 ※令和3～5年度は第 217 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※令和2年度は第 213 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※令和元年度は第 211 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※平成 30 年度は第 208 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※平成 29 年度は第 201 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※令和6～12 年度については平成 29～令和5年度の数値に年度を独立変数として FORECAST.LINEAR 関数を用いて推計。																																				
④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 <table><tr><td></td><td>H29</td><td>H30</td><td>R 1</td><td>R 2</td><td>R 3</td></tr><tr><td>開設者が 医療法人の 医療機関数</td><td>61,564</td><td>62,913</td><td>64,075</td><td>65,067</td><td>66,364</td></tr><tr><td></td><td>R 4</td><td>R 5</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>開設者が 医療法人の 医療機関</td><td>67,866</td><td>69,052</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 平成 30～令和5年 医療施設調査参照(各年 10 月 1 日現在) 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 29 年以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table><tr><td></td><td>H29</td><td>H30</td><td>R 1</td><td>R 2</td><td>R 3</td></tr><tr><td>開設者が</td><td>61,564</td><td>62,913</td><td>64,075</td><td>65,067</td><td>66,364</td></tr></table>		H29	H30	R 1	R 2	R 3	開設者が 医療法人の 医療機関数	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364		R 4	R 5				開設者が 医療法人の 医療機関	67,866	69,052					H29	H30	R 1	R 2	R 3	開設者が	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364	
	H29	H30	R 1	R 2	R 3																																	
開設者が 医療法人の 医療機関数	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364																																	
	R 4	R 5																																				
開設者が 医療法人の 医療機関	67,866	69,052																																				
	H29	H30	R 1	R 2	R 3																																	
開設者が	61,564	62,913	64,075	65,067	66,364																																	

			医療法人の 医療機関数					
				R 4	R 5	R6	R7	R8
			開設者が 医療法人の 医療機関	67,866	69,052	70,223	71,461	72,699
				R9	R 10	R 11	R 12	
			開設者が 医療法人の 医療機関	73,936	75,174	76,412	77,650	
		【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 平成 30～令和5年 医療施設調査参照(各年 10 月 1 日現在) ※令和6～12 年は平成 29～令和5年の数値に年度を独立変数として FORECAST.LINEAR 関数を用いて推計。						
		《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —						
		⑤ 税収減を是認する理由等	医療は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。なお、平成 29 年度以降、一定数の医療法人数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。					
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への、補助金等と比べてより広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による経営の下支えが必要である。					
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「社会保険診療報酬に係る非課税措置」では、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方のもとで国民に必要な医療を提供している医療機関の下支えをすることで、地域の医療提供体制の整備・拡充を図っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。					
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—					

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和6年8月(厚労 06)

<所得区分別の医療法人数>※各年度の適用件数試算のバックデータ

年	所得区分		100万円以下	100万円超	200万円超	300万円超	500万円超	1,000万円超	2,000万円超	5,000万円超	1億円超	2億円超	5億円超	10億円超	計
H29	2017		2,404	1,840	1,675	2,869	5,531	5,446	4,668	1,663	801	420	100	30	27,447
H30	2018		2,312	1,800	1,559	2,932	5,448	5,225	4,624	1,543	819	435	101	22	26,820
R1	2019		2,250	1,807	1,597	2,851	5,377	5,491	4,812	1,628	834	426	94	28	27,195
R2	2020		1,924	1,577	1,400	2,426	4,413	4,511	4,137	1,563	833	461	105	28	23,378
R3	2021		1,504	1,408	1,283	2,304	5,128	6,206	6,506	2,463	1,109	662	178	76	28,827
R4	2022		1,604	1,346	1,270	2,441	5,130	6,632	7,524	3,022	1,351	729	190	88	31,327
R5	2023		1,697	1,410	1,393	2,481	5,235	6,552	7,496	2,961	1,195	601	133	42	31,196
R6	2024		1,345	1,227	1,206	2,230	4,927	6,701	7,964	3,219	1,352	729	180	76	31,155
R7	2025		1,192	1,135	1,144	2,134	4,864	6,946	8,534	3,493	1,442	778	193	83	31,937
R8	2026		1,039	1,042	1,081	2,038	4,800	7,191	9,105	3,768	1,532	826	206	91	32,718
R9	2027		886	949	1,019	1,942	4,737	7,435	9,676	4,042	1,622	875	219	99	33,500
R10	2028		733	856	957	1,845	4,674	7,680	10,246	4,317	1,712	924	232	107	34,282
R11	2029		580	764	895	1,749	4,610	7,924	10,817	4,591	1,802	973	245	114	35,064
R12	2030		427	671	833	1,653	4,547	8,169	11,387	4,866	1,892	1,022	258	122	35,846

H29～R5の「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)から得られた医療法人数に年度を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR6～R12の医療法人数を推計

<減収額試算> (単位:百万円)

		報告書の適用税額
H29	2017	2,125
H30	2018	2,057
R1	2019	2,490
R2	2020	2,612
R3	2021	3,678
R4	2022	5,740
R5	2023	4,463
R6	2024	5,533
R7	2025	6,089
R8	2026	6,645
R9	2027	7,201
R10	2028	7,757
R11	2029	8,313
R12	2030	8,869

H30～R6の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)(H29は201回、H30は208回、R1は211回提出分、R2は213回提出分、R3～R5は217回)から得られた減収額に各年度シートで算出した見込減収額を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR6からR12の減収額を推計

<医療法人数の推移(事前評価書用)>

		医療法人数	病院	一般診療所	歯科診療所
H29	2017	61,564	5,766	41,927	13,871
H30	2018	62,913	5,764	42,822	14,327
R1	2019	64,075	5,720	43,593	14,762
R2	2020	65,067	5,687	44,219	15,161
R3	2021	66,364	5,681	45,048	15,635
R4	2022	67,866	5,658	45,967	16,241
R5	2023	69,052	5,658	46,717	16,677
R6	2024	70,223	5,623	47,487	17,113
R7	2025	71,461	5,602	48,277	17,582
R8	2026	72,699	5,582	49,067	18,050
R9	2027	73,936	5,561	49,856	18,519
R10	2028	75,174	5,541	50,646	18,987
R11	2029	76,412	5,520	51,436	19,456
R12	2030	77,650	5,500	52,226	19,925

H29～R5の医療施設調査(厚生労働省)から得られた医療法人数を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR6～R12の医療法人数を推計

<医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について>

		医療法人 (加重平均)	病院				一般診療所				歯科診療所			
		保険診療収入 以外の収入率 ④の合計	医療収入(年間) ①	社会保険診療 報酬(年間)②	社会保険診療 収入率(年間) ③=②/①	保険診療収入 以外の収入率 ④=100-③	医療収入(年 間)①	社会保険診療 報酬(年間)②	社会保険診療 収入率(年間) ③=②/①	保険診療収入 以外の収入率 ④=100-③	医療収入(年 間)①	社会保険診療 報酬(年間)②	社会保険診療 収入率(年間) ③=②/①	保険診療収入 以外の収入率 ④=100-③
H29	2017	16.1%	1,672,973	1,573,513	94.1%	5.9%	174,397	147,096	84.3%	15.7%	95,572	75,114	78.6%	21.4%
H30	2018	16.5%	1,690,595	1,590,399	94.1%	5.9%	174,145	146,049	83.9%	16.1%	97,834	76,518	78.2%	21.8%
R1	2019	15.9%	1,738,758	1,628,759	93.7%	6.3%	166,937	143,690	86.1%	13.9%	104,315	77,633	74.4%	25.6%
R2	2020	17.0%	1,711,453	1,605,013	93.8%	6.2%	161,170	136,960	85.0%	15.0%	104,997	76,849	73.2%	26.8%
R3	2021	20.3%	1,741,372	1,607,136	92.3%	7.7%	186,266	150,778	80.9%	19.1%	109,411	78,227	71.5%	28.5%
R4	2022	20.5%	1,763,951	1,631,352	92.5%	7.5%	193,275	156,304	80.9%	19.1%	111,352	79,011	71.0%	29.0%
R5	2023	21.3%	1,777,842	1,637,595	92.1%	7.9%	188,530	152,163	80.7%	19.3%	115,345	79,608	69.0%	31.4%
R6	2024	22.3%	1,794,411	1,646,614	91.8%	8.3%	192,101	153,691	80.0%	20.0%	118,611	80,289	67.7%	33.1%
R7	2025	23.2%	1,810,980	1,655,633	91.4%	8.7%	195,672	155,220	79.3%	20.7%	121,877	80,970	66.4%	34.8%
R8	2026	24.1%	1,827,549	1,664,652	91.1%	9.1%	199,243	156,748	78.7%	21.3%	125,143	81,651	65.2%	36.5%
R9	2027	25.1%	1,844,118	1,673,671	90.8%	9.4%	202,814	158,276	78.0%	22.0%	128,409	82,331	64.1%	38.2%
R10	2028	26.0%	1,860,687	1,682,690	90.4%	9.8%	206,385	159,805	77.4%	22.6%	131,675	83,012	63.0%	39.9%
R11	2029	26.9%	1,877,256	1,691,708	90.1%	10.2%	209,956	161,333	76.8%	23.2%	134,941	83,693	62.0%	41.6%
R12	2030	27.8%	1,893,825	1,700,727	89.8%	10.6%	213,527	162,862	76.3%	23.7%	138,207	84,374	61.0%	43.3%

H30～R5医療経済実態調査(医療機関等調査)報告J(厚生労働省)から推計

<対象所得区分・適用医療法人数(事前評価書用)> (万円) (数)

社会保険診療報酬以外				400万円超800万円以下		利益を計上し ている全医療 法人	400万円超軽 減税率適用法 人
年度		所得区分				適用法人数	
H29	2017	2,500	～	5,000	27447	6904	
H30	2018	2,500	～	5,000	26820	6773	
R1	2019	2,500	～	5,000	27195	7020	
R2	2020	2,500	～	5,000	23378	6438	
R3	2021	2,000	～	4,000	28827	10994	
R4	2022	2,000	～	4,000	31327	12904	
R5	2023	2,000	～	4,000	31196	12428	
R6	2024	2,000	～	4,000	31155	13519	
R7	2025	2,000	～	4,000	31937	14523	
R8	2026	2,000	～	4,000	32718	15528	
R9	2027	2,000	～	4,000	33500	16533	
R10	2028	2,000	～	4,000	34282	17537	
R11	2029	2,000	～	4,000	35064	18542	
R12	2030	2,000	～	4,000	35846	19547	

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.5%≒2,500万円、800万÷16.5%≒5,000万円)

注2:400万円超軽減税率適用法人数は、利益計上している全医療法人数から社会保険診療報酬以外の所得が400万未満の医療法人数(所得区分「2,500」又は「2,000」未満の医療法人)を引いた数

